

# 鹿児島国際大学研究活動に関するコンプライアンス・ガイドライン

平成27年 3月19日制定

このガイドラインは、コンプライアンスの推進をはかるため、「鹿児島国際大学における研究活動に係る行動規範」に関する具体的事項を定め、もって本学に対する社会からの信頼を確保し、地域社会へ貢献することを目的とする。

## 総則

本学におけるコンプライアンスは、「本学及び津曲学園全構成員（以下構成員）が法律・規則、その他現行の法令に基づいて研究・職務を遂行することを基本に、日常業務の中で公平公正な研究・職務の遂行について正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づき、地域社会において良識ある行動をとること。」とする。

## 1 コンプライアンスの推進を図るために

### （遵守事項）

- (1) 構成員は、このガイドラインに定められた事項を遵守する。
- (2) 構成員は、教育・研究活動に関する全ての法律を遵守するとともに、社会規範を尊重し、高い倫理観に基づき、社会人としての良識に従い、地域社会において行動する。
- (3) 構成員は、本学の理念に沿ったリーダーシップの実現のため、自己研鑽に努め、常に奉仕の精神を心がける。

### （コンプライアンス推進体制）

- (4) 構成員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・推進する者として、「鹿児島国際大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱い規程」第5条に定めるコンプライアンス推進責任者を置く。
- (5) コンプライアンス推進責任者の役割は「鹿児島国際大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱い規程」第9条の定めるところによる。
- (6) コンプライアンス推進責任者は、研究者のコンプライアンス推進の一環として、学部教授会等を活用してコンプライアンスを周知徹底することや、受講機会を確保するため、複数回の説明会の開催や文部科学省提供の E-Learning を活用してコンプライアンス教育を実施し、構成員の理解状況を把握する。

## 2 学術研究活動の自律的実現を図るために

- (1) 構成員は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

- (2) 構成員は、科学の自律性が社会からの信頼の負託の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢を常に点検しつつ誠実に公正な研究を遂行する。
- (3) 構成員は、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参画する。
- (4) 構成員は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるよう、常に最善の判断と姿勢を示すようたゆまず努力する。
- (5) 構成員は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が、人間、社会、環境におよぼし得る影響や、起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努力する。
- (6) 構成員は、他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応する。また、他の研究者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。
- (7) 構成員は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは、異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。
- (8) 構成員は、このガイドラインの趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底して、捏造、改ざん、盗用などの不正を行わず加担もしない。
- (9) 構成員は、研究上の不正行為が起こらない高潔な研究環境の整備に努める。そのために、研究の諸段階において、最大限の知的誠実さを堅持し、注意深く責任ある態度で研究を行い、不正行為が起こりえない環境を醸成する。
- (10) 構成員は、文部科学大臣決定『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成26年2月18日改正）』に基づき、以下の内容の誓約書を提出する。なお、誓約書の提出は、公的研究費の申請や運営・管理に携わる要件になっているので、公的研究費の申請や運営・管理に携わる全ての構成員の提出が必至である。
  - A) 『津曲学園就業規則』及び『鹿児島国際大学における公的研究費の運用及び管理に関する取扱い規程』等関係規程を遵守すること。
  - B) 研究を遂行するに当たり、研究における不正行為、研究費の不正使用はしないこと。
  - C) 規則に違反して不正を行った場合は、鹿児島国際大学や配分機関からの処分及び法的な責任を負担すること。

以上